

第 3 2 回評議員会 事務局説明

事務局説明 ①

事務局長の山本です。着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いします。お手元の、第 3 2 回評議員会資料、2 6 ページをお願いします。

「**報告第 1 号 令和 6 年度事業報告について**」 ご説明します。

2 7 ページをお願いします。

はじめに、大きな 1、事業の概要、

1 水源林地域対策事業 (1) の水源林対策事業ですが、

水源林地域の地方公共団体が講じた、記載の水源林対策事業に要した経費に対し、助成を行いました。

① 県内助成事業では、上流域 4 市町村の森林整備に対し、助成を行いました。

2 8 ページをお願いします。

② 県外助成事業では、長野県飯田市を始めとする、6 市町村の森林整備に対して助成を行ったもので、県内・県外ともほぼ計画通りの執行となっております。

2 9 ページをお願いします。

(2) 水源林保全流域協働事業です。この事業は、8 市町村の水道使用量 1 トン 1 円相当額の負担金を財源とし、人材育成事業、間伐推進事業、水源林整備協定事業は上流域 4 市町村に対して助成を行い、森林づくり事業は認定 2 法人が取り組む上下流交流事業等を実施した経費に対して、助成を行いました。

②水源林管理事業ですが、記載の金額を、水源林管理事業費積立資産より取崩しました。

次に、2 の水源地域対策事業です。

(1) 水源地域対策事業

設楽ダムに係る水源地域の振興を図るため、記載の 2 事業に要した設楽町負担額の 1000 分の 800 相当額を助成しました。

30 ページをお願いします。(2) 特定水源地域対策事業

① 新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業です。

これは特定水源地域対策基金の果実及び特定費用準備資金による事業で、旧鳳来町地域への助成です。表記載の4事業に助成を行い、財源として特定費用準備資金より記載の金額の取り崩しを行いました。

なお、この積立資産による事業は令和6年で計画期間終了しましたので、同事業の積立資産の残額を記載のとおり、（引当資産の積立限度額5,000万円となる金額を）引当資産に振り替え令和7年度から11年度の事業費へ充当します。

そのうえの残額については、流動資産として令和7年度事業費へ充当いたします。

② 設楽ダム水源地域対策事業

これは、設楽ダム水源地域対策事業費積立資産の果実及び資産を財源とした事業で、表記載の4事業に助成を行い、財源として資産より、記載の金額の取崩しを行いました。

31 ページをお願いします。

3の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する事業報告の附属明細書については、事業報告の内容を補足する重要な事項がないことから、作成しないこととしました。

大きなII一般的事項につきましては、令和6年度中の理事会及び評議員会の開催経過でございます。

以上で令和6年度事業報告書の説明を終わりますが、別綴じの関係資料3ページから7ページに、市町村別、法人別の事業実績の詳細を記載しておりますので、ご参照ください。

令和6年度事業報告は以上です。

（約4分）

事務局説明 ②

「議案第 1 号 他会計振替額の確定について」です。

これは、後ほど説明させていただきますが、令和 6 年度決算において、公益目的事業会計、公 2 の「水源地域対策事業」の不足分、457 万 464 円を、法人会計から補てんするもので、公益法人認定法施行規則第 26 条第 8 号の規定により、会計間の振替は、評議員会の決議を要するため、お諮りするものです。

次に、3 ページをお願いします。

「議案第 2 号 令和 6 年度決算について」です。

定款第 20 条第 2 項の規定により、令和 6 年度決算の承認を求めるものです。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

貸借対照表と内訳表です。本基金の財務状況を令和 7 年 3 月 31 日の時点を捉え、作成したものです。

5 ページの事業別の内訳表をご覧ください。

当法人の会計には、公益目的事業会計と法人会計がございます。公益目的事業会計は、水源林対策に関するものを公 1、水源地域対策に関するものを公 2 に分け、さらに細区分した事業別の内訳表を作成しています。

資産の部 1 流動資産には、現金預金と未収金があります。

未収金は、4 行目に記載の金額で、実績確定後請求するため、未収となっているものです。公 1 水源林対策事業の県及び 8 市町村からの受取負担金が主なもので、負担金は 4 月末には納入済みとなっております。

流動資産合計は、5 行目に記載の金額となります。

2 固定資産の (1) 基本財産は、法人会計で、8 行目の投資有価証券と、9 行目の普通預金を合わせ、時価で 10 行目記載の金額を保有しています。

(2) 特定資産についてです。

12 行目、基本基金は、法人会計で記載の金額を国債等で保有しています。

13 行目～17 行目の資産は、それぞれ公益事業の財源として保有し、

18 行目、財務調整積立資産は法人会計の財源として保有し、
特定資産合計は 19 行目に記載の金額となります。

21 行目、(3) その他固定資産は、電話加入権のみで、
流動資産と固定資産を合わせた**資産合計は、24 行目に記載の
65 億 2,536 万 3,708 円となります。**

4 ページの総括表で昨年度からの増減を記載していますが、固定資産の主な減少要因は、各資産で保有の投資有価証券の時価評価額の減少によるものです。

(約 5 億円減(うち 8,400 万円は償還減))

資産の明細は 14 ページ、財産目録に記載しています。

次に**負債の部**ですが、

1 流動負債は、未払金、預り金と賞与引当金があり、27 行目に記載の未払金の主なものは、各事業の助成費等で、助成費については 4 月末には支払いを完了しています。

その他、固定負債は無く、**負債合計は、31 行目に記載の金額となります。**

次に**正味財産の部**です。まず、1 指定正味財産ですが 34 行目から順に説明します。賛助会員会費は、基本財産の一部、国庫補助金は 基本基金の一部、地方公共団体出捐金は、基本財産・基本基金・特定水源地域対策基金造成時の、地方公共団体の負担分です。寄付金は基本財産の一部で、

水源林保全流域協働事業受取負担金は、水源林保全流域協働事業の財源不足を補うため、負担金の一部を積み立てているものです。

設楽ダム水源地域対策事業費積立資産負担金等は、受取負担金とその利息の合計額となります。

41 行目、その他有価証券評価差額金は時価評価と取得価格の差額などです。

指定正味財産合計は、時価で **43 行目に記載の金額となります。**

2 一般正味財産は、46 行目に記載の金額で、

指定正味財産と一般正味財産の計となる正味財産合計は、49 行目に記載の金額となり、負債及び正味財産合計は、50 行目、65 億 2,536 万 3,708 円となります。

6 ページをお願いします。

令和 6 年度正味財産増減計算書です。

これは令和 6 年度における正味財産の増減です。

8、9 ページの内訳表合計欄を中心にご説明しますが、昨年度との比較は 6,7 ページの計算書に表示しています。

8 ページをご覧ください。

一般正味財産増減の部 1 経常増減の部

(1) **経常収益**ですが、

5 行目 基本財産受取利息、7 行目 基本基金受取利息、13 行目 財務調整積立資産受取利息は、いずれも法人会計の収入として、受け入れています。

9 行目 設楽ダム水源地域対策事業費積立資産受取利息は、事業会計に受入れ、事業費に充当しました。

10 行目 特定水源地域対策基金受取利息は、新城市(鳳来地域)水源地域対策基金の利息であり、公 2 の同事業会計に受け入れました。

15 行目から 18 行目の 各受取負担金振替額は、それぞれ記載の金額を事業実施のため指定正味財産から、一般正味財産へ振替たものです。

20 行目受取利息は、各会計の銀行預金の利息収入で各事業費に充当しました。

経常収益計は、21 行目の 2 億 6,851 万 6,651 円となります。

これに対して、(2) **経常費用**ですが、

24 行目、県内助成費から、32 行目、設楽ダム水源地域対策事業費助成費までは、事業報告にて説明の事業に助成したものです。

33 行目の給料手当から 44 行目の雑費までは公益事業に関する事務職員 2 名分の人件費と事務費です。

9 ページ管理費は、法人の管理運営に要する経費で、職員 2 名分の人件費を含んでいます。

59 行目 経常費用計は、2 億 9,123 万 3,414 円となります。

60 行目 評価損益等調整前当期経常増減額は、経常収益計から経常費用計を差し引いた、マイナス 2,271 万 6,763 円となります。

62 行目 特定資産評価損益等は、

新城市（鳳来地域）水源地域対策基金引当資産の有価証券の評価損と、設楽ダム水源地域対策事業の投資有価証券売却益のうち、982 万 8,649 円を事業費へ充当したものです。法人会計の 1,158 万 9,364 円は基本基金の有価証券売却益です。

64 行目 **当期経常増減額は、169 万 1,450 円のマイナス**となります。

経常外増減の部、（１）経常外収益は、特定水源地域対策基金の利息及び出捐金から新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業引当資産に額面 3 千万円の有価証券を振り替えたものです。

他会計振替額は、議案第 1 号で説明のとおり、法人会計から公益目的事業会計に振り替えたものです。

従いまして、75 行目 当期一般正味財産増減額は、2,830 万 8,550 円のプラスで、77 行目 一般正味財産期末残高は、8,583 万 1,180 円となります。

指定正味財産増減の部ですが、

79 行目～81 行目の受取負担金は、それぞれの事業推進のため、愛知県、及び関係市町村からの負担金です。

82 行目基本財産評価損益等は、昨年度と本年度の評価額の差額、

83 行目特定資産売却益は、設楽ダム水源地域対策事業費積立資産の有価証券売却益の一部を資産に積み立てたものです。

特定資産評価損益等は、特定資産の昨年度と本年度の評価額の差額です。

85 行目、一般正味財産への振替額は、それぞれの事業に充てるため、振替を行ったものです。

88 行目、**指定正味財産期末財高は、61 億 9,858 万 1,152 円で、**

一般正味財産と、指定正味財産の期末残高の合計を合わせた、

正味財産期末残高は、89 行目の、62 億 8,441 万 2,332 円となります。

10 ページをお願いします。財務諸表に対する注記です。

2.の重要な会計方針としては、「平成 20 年公益法人会計基準」を適用しております。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

令和 3 年度に、より適切な債券の運用のため、一部債券を売却したことから、満期保有を目的としていた債券を「その他有価証券」等に振り替えました。

公益法人会計基準では、債券の保有目的を変更した場合は、時価評価することが義務づけられているため、「その他有価証券」については、時価評価をしています。

なお、令和 5 年度以降に取得した債券は、「満期保有目的債券」として、取得価額による評価をしています。

3.の基本財産及び特定資産の増減額及びその残高についてです。

有価証券の洗替による増減と、時価と簿価の差額の増減を合せて減少額に記載しています。

基本財産については、投資有価証券の入替えは無く、基本基金及び設楽ダム水源地域対策事業費積立資産の増加額には新規債券の取得価格が含まれます。

各資産の銀行預金の増減は、事業費に充当するための取崩し及び債券購入とその調整によるものです。

特定水源地域対策基金については

当期減少額は、額面 3 千万円の引当資産へ移管した投資有価証券の額面減少分も含まれています。

水源林管理事業費積立資産及び新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業積立資産の減少額は、先ほど事業報告で説明のとおりです。

7. 補助金等の内訳ならびに交付者、当期の増減額及び残額について

ここでの()書きは、有価証券評価差額金を補助金等の区分に配賦した金額を記載しています。

13 ページをお願いします。附属明細書です。

令和 6 年度より、賞与支給を開始しましたので、引当金を計上しました。

14 ページをお願いします。「財産目録」です。

貸借対照表の科目ごとに財産の種類等と時価及び取得価格を、記載しております。

資産の部では、流動資産、及び固定資産について、負債の部では、流動負債それぞれを、記載しております。

「その他有価証券」については時価評価を行い、取得価格を参考記載し、
「満期保有目的債券」については、評価額は取得価格としています。

以上、議案第 1 号、第 2 号の説明は以上です。

(監査報告を含め約 15 分)

事務局説明 ③

19 ページをお願いします。「**議案第 3 号 定款の一部改正について**」です。

令和 7 年 4 月 1 日施行の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の改正に伴い、定款の一部改正が必要となるため、改正するもので、定款第 20 条及び 49 条の規定により定款の変更は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議を要するものです。

主な改正点としましては、認定法第 5 条の改正により外部理事及び外部監事が必要となったため、定款第 18 条及び 36 条に報酬等の支給規定を改めたこと。
第 30 条の理事、監事の定数を各 1 名増とすること。

そのほか、認定法施行規則の改正により第 12 条を削除するため、定款の条数の変更、会計基準の見直し等による、第 13 条への公益充実資金の規定、第 11 条で正味財産増減計算書から活動計算書に改めることなどを記載のとおり改正するものです。また、この定款は令和 8 年 4 月 1 日より施行する ものと考えております。

次に、23 ページをお願いします。「**議案第 4 号 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則の一部改正について**」です。

議案第 3 号、定款の改正により外部理事、外部監事を選任するにあたり、役員及び評議員の報酬額を規定するもので、第 2 条で支給するものの要件を規定し、別表のとおり報酬を定めるものです。

定款第 20 条により、役員及び評議員の報酬については評議員会の決議を要するため、お諮りするものです。

報酬日額につきましては、豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を参考に設定しております。

施行期日は定款の改正に合わせ、令和 8 年 4 月 1 日と考えています。

議案第 3 号、第 4 号の説明は以上です。

(約 3 分)

事務局説明

 ④

25 ページをお願いします。「**議案第 5 号 役員等候補選出委員の選任について**」です。関係資料 1 ページをお願いします。

去る 5 月 30 日開催の第 51 回理事会において議決、施行されました、「役員等候補選出委員会」の規則です。

定款、第 16 条及び第 32 条に、評議員、役員の選任は、評議員会の決議にて選任されるものと規定されています。評議員会に評議員及び外部理事、外部監事等の候補者を提出するための組織として、「役員等候補選出委員会」を設置することとし、その効率的な運営を図ることを目的とした規則となります。

規則第 3 条に、選出委員会の委員長は評議員長とし、委員は、評議員会において選任することとなっております。

当基金では、理事、監事の任期が令和 8 年 6 月の評議員会までとなっておりますので外部理事、外部監事を令和 8 年 6 月までに選任することが必要となりますので、本評議員会にて委員の選任をお願いするものです。

25 ページにお戻りください。

「役員等候補選出委員の選任について」です。評議員長のほか4名の委員を提案するものです。

委員には、本基金に相応しい外部役員等の候補者を選出するに足る知見を有するものが適任と考えます。そこで、愛知県の幹事から水資源課長さんを、理事長、副理事長の属する自治体の幹事から幹事会長と幹事会長代理の2名の幹事を、そして事務局長を加えた委員構成とする案です。

委員の任期は規則第8条に、委員長の任期とすることとなっておりますので、議案可決の折には、本日から令和10年の定期評議員会（6月）終結時までとなります。

議案第5号の説明は以上です。

（約2分）

事務局説明 ⑤

32 ページをお願いします。「報告第2号 令和7年度事業計画及び令和7年度収支予算等について」です。

令和7年度事業計画と予算は、令和7年2月3日の第49回理事会でご承認いただいたもので、定款第10条第1項の規定により、評議員会に報告するものです。

33 ページをお願いします。令和7年度の事業計画です。

1 水源林地域対策事業の（1）水源林対策事業です。

① の県内助成事業は、設楽町はじめ4市町村の森林整備への助成で、助成総額は5,000万円です。

34 ページをお願いします。

の県外助成事業は、飯田市はじめ6市町村の森林整備への助成で、助成総額は400万円です。

35 ページをお願いします。

（2）の水源林保全流域協働事業は、東三河8市町村による、水道使用量1トン1円相当額の負担金を財源とするもので、助成総額は記載のとおりです。

① の助成対象事業は、設楽町はじめ 4 市町村が取組む、人材育成事業、間伐推進事業、水源林整備協定事業と認定法人が取組む森林づくり事業です。

② の水源林管理事業は、財源不足分である記載の金額を水源林管理事業費積立資産から取り崩すものです。

なお、別冊の関係資料の 8 ページから 12 ページに、市町村別事業計画等の資料を、添付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、2 水源地域対策事業です。

(1) 水源地域対策事業は、設楽ダムに係る水源地域の振興を図るため、記載の事業に対して、設楽町負担額の、800/1,000 を助成するものです。

36 ページをお願いします。

(2) 特定水源地域対策事業の、

① 新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業は、新城市が鳳来地域で行う、記載の事業に要する経費を助成するものです。

② 設楽ダム水源地域対策事業は、設楽町が設楽ダム水源地域で行う、記載の事業に要する経費に対して、1 億 5 千万円を助成するものです。

次に、37 ページをお願いします。

令和 7 年度、正味財産増減予算書です。左右の行番号と、令和 7 年度予算

(A) の列を中心にご説明しますので、よろしくお願いします。

一般正味財産増減の部から説明します。

1. 経常増減の部、(1) 経常収益ですが、

5 行目基本財産受取利息、7 行目基本基金受取利息、13 行目の財務調整積立資産受取利息は、法人会計に受け入れ、管理業務の財源に充てるものです。

8 行目～12 行目受取利息は、各事業の事業費に充てるものです。

14 行目からの受取負担金は、事業実施のために使用する際に、指定正味財産から、一般正味財産に振り替える額になります。

20 行目雑収益の受取利息は、7 年度の水源林保全流域協働事業負担金の運用益で同事業の事業費に充てるものです。

21 行目、経常収益計は、公益目的事業会計、法人会計を合わせまして、

3 億 1,418 万 9 千円となります。

(2) 経常費用の事業費はすべて、公益目的事業会計で経理しています。
事業費及び内容については、事業計画で説明したとおりです。

38 ページをお願いします。

59 行目、経常費用計としては、公益目的事業会計、法人会計を合わせて、
計 3 億 3,341 万 6 千円を計上しております。

64 行目、当期経常増減額は、水源地域対策事業で 507 万 2 千円が支出超過
となります。また、新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業の不足分 1,033
万 5 千円は、特定費用準備資金の新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業費
引当資産から取崩します。

65 行目、2 経常外増減の部

(1) 計上外収益 (2) 経常外費用はありません。

74 行目、他会計振替額は、公 2 の水源地域対策事業の不足分、507 万 2 千円
を法人会計から、振替えるものです。

75 行目、当期一般正味財産増減額は、1,922 万 7 千円のマイナス、

77 行目、一般正味財産期末残高は、5,640 万 9,620 円となる見込みです。

78 行目、指定正味財産増減の部に入ります。

79 行目から 81 行目の受取負担金は、事業を実施するため、県及び市町村か
らいただく負担金です。

84 行目、一般正味財産への振替額は、公益目的事業を実施するため、
記載の金額を、振替えるものです。

従いまして、85 行目、当期指定正味財産増減額は、9,989 万 264 円のマイナ
スとなり、87 行目、指定正味財産期末残高は 65 億 8,342 万 3,829 円となりま
す。88 行目、正味財産期末残高は、66 億 3,983 万 3,449 円となる見込みで
す。

39 ページをお願いします。

資金調達、及び設備投資の見込みですが、ともに予定はありません。

以上で、「報告第 2 号 令和 7 年度事業計画及び令和 7 年度収支予算等につい
て」、報告を終わります。

(報告第 2 号 約 7 分)

お手元に、国土交通省 設楽ダム工事事務所より、設楽ダム事業に関する資料を頂いておりますので、私から簡単にご説明いたします。

資料は、令和7年度事業概要、水源地域「設楽町」の振興について、と設楽ダムだより173、174号です。

まず、事業概要の表紙は、令和6年度末のダムサイトの状況を下流側から空撮したものです。3ページ、4ページのとおり、現在、ダム本体工事の基礎掘削と、付替道路の工事を行っています。基礎掘削には、あと、1～2年かかるような状況とのことです。

7ページは、国道257号の赤い橋、設楽大橋の付替道路となる工事です。

8ページは、7年度に一部供用をめざす設楽根羽線の状況です。

お手元のダムだより173号では、付替道路の橋梁完成レポートとして、橋名板や関係工事業者さんのインタビューも掲載されています。

9ページの瀬戸設楽線は、本体のすぐそばに橋梁がかかるところで、そのほか、町林道の整備も進められています。

また、ダムだより174号では、森林資源活用という特集で、2ページ目にありますように、工事現場で多く発生する木材は、売れるものは売却し、残った枝葉や根などは破砕機でウッドチップとして、豊橋のサーラさんのバイオマス発電所で活用していただくという環境も配慮した事業を進めています。

また、設楽町森林組合を中心とした東三河森林活用協議会とも連携して、森林資源の有効利用に取り組んでいます。

最終ページには、予約なしで見学できるダム工事の展望台や、平日に公開している広報展示室のご案内も載せています。

最後に、「設楽町」の振興の資料では、1ページで、建設工事の企業や、地元団体や商店さんなどと連携した「遊べる企業展」ですが、昨年度は2年目で、1000人以上の来客があり、今年も9月に開催を目標として動いています。

そのほか、さまざまなイベントなどをおして、ダムの必要性の紹介や地域振興への取り組みをしています。9ページには、東三河広域連合の取り組む山村交流施設について、国と設楽町の合同ワークショップを行い、施設の整備へのご意見などを取りまとめるなど、道路やダム工事と錯綜しますが、手戻り無きよう、連携を図り事業を進めたいとのことでした。

以上、簡単ではございますが、理事会にてご講演いただきました内容をかいつまんで、ご報告させていただきました。

ぜひ、機会がありましたら、設楽ダム工事の展望台や広報展示室にもお寄りいただければと存じます。

資料説明は以上です。